

【第5次変更】

# 山田町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

岩手県山田町

令和5年10月

# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 基本的な事項 .....                     | 4  |
| (1) 山田町の概況 .....                     | 5  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向.....                | 6  |
| (3) 行財政の状況 .....                     | 10 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針.....               | 11 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標.....            | 12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....            | 12 |
| (7) 計画期間.....                        | 13 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合.....             | 13 |
| 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....         | 14 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 15 |
| (2) その対策.....                        | 15 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 16 |
| 第3章 産業の振興.....                       | 17 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 18 |
| (2) その対策.....                        | 19 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 21 |
| (4) 産業振興促進事項 .....                   | 23 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....            | 24 |
| 第4章 地域における情報化 .....                  | 25 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 26 |
| (2) その対策.....                        | 26 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 26 |
| 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保.....             | 28 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 29 |
| (2) その対策.....                        | 29 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 30 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....            | 31 |
| 第6章 生活環境の整備.....                     | 32 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 33 |
| (2) その対策.....                        | 34 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 36 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....            | 37 |
| 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... | 38 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 39 |
| (2) その対策.....                        | 39 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....          | 40 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....            | 40 |
| 第8章 医療の確保.....                       | 41 |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 42 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (2) その対策.....                  | 42 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....    | 42 |
| 第9章 教育の振興.....                 | 43 |
| (1) 現況と問題点 .....               | 44 |
| (2) その対策.....                  | 44 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....    | 45 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....      | 45 |
| 第10章 集落の整備 .....               | 46 |
| (1) 現況と問題点 .....               | 47 |
| (2) その対策.....                  | 47 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....    | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....      | 48 |
| 第11章 地域文化の振興等 .....            | 49 |
| (1) 現況と問題点 .....               | 50 |
| (2) その対策.....                  | 50 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....    | 50 |
| 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進.....      | 51 |
| (1) 現況と問題点 .....               | 52 |
| (2) その対策.....                  | 52 |
| (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） .....    | 52 |
| 第13章 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項..... | 53 |
| 自然環境の保全 .....                  | 54 |
| (1) 現況と問題点 .....               | 54 |
| (2) その対策.....                  | 54 |

## 第1章 基本的な事項

# 第1章 基本的な事項

## (1) 山田町の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、岩手県沿岸部のほぼ中央に位置し、北部は宮古市、南西部は大槌町に接し、東部は太平洋に面し、面積は262.8㎢であるが、平地部は極めて少なく、面積の大半は山林・原野が占めています。

東部、南東部は典型的なりアス式海岸で、波静かな山田湾と船越湾を擁しています。

また、沖合いは親潮と黒潮が交差する世界でも有数の漁場であり、豊富な漁業資源に恵まれています。平成25年5月にこれまでの陸中海岸国立公園から三陸復興国立公園に改められた船越半島は、壁岩、磯、赤松などの海岸性原生自然景観に優れ、学術的にも価値が高く、平成25年9月には「山田湾」及び「豊間根川」を含む三陸ジオパークが日本ジオパークに認定されています。

気候は、沖合で交差する寒流系の親潮と暖流系の黒潮などの海流と、西方を縦走する急峻な北上高地の影響を強く受け、一般的には県内陸部と比較して降雪量が少なく、暖冬涼夏で過ごしやすい気象となっています。

明治5年(1872年)の廃藩置県に伴い、山田地方は南部藩から岩手県の管轄に入り、明治22年の町村制施行により、豊間根村、大沢村、山田町、織笠村、船越村の1町4村が誕生、昭和30年に1町4村が合併し、現在の山田町に至ります。

基幹道路交通網は国道45号、令和3年中に全区間が開通する三陸沿岸道路と国道106号であり、県庁所在地(盛岡市)を結ぶ宮古盛岡横断道路の開通により、盛岡市まで約100km(所要時間約1時間30分)の距離となっています。

基幹鉄道路線であったJR山田線は、東日本大震災により被災し、復旧後の平成30年度に宮古-釜石間(55.4km)が三陸鉄道へ移管され運行しています。

本町の主な産業は、山田湾、船越湾でのカキ、ホタテ、ワカメなどの養殖とサケ漁を中心とした水産業になります。個人漁家の経営形態でみると、昭和38年ころは漁業を主とする兼業漁家が圧倒的多数を占めていましたが、年々減少を続け、平成25年には昭和38年と比べ2割以下まで減少しています。その一方で専業漁家は増加、横ばいで推移していたが、平成25年には昭和38年と比べ約半分まで減少しており、漁家全体として減少傾向が続いています。

### イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の新町発足までは、右肩上がりに増加したものの、昭和35年から人口が横ばいとなり、昭和55年の25,321人をピークに減少に転じ、平成27年には15,826人まで減少しています。人口構造でみると若年者(15~29歳)人口は、平成27年には昭和35年と比較して3割以下まで減少している一方で、高齢者(65歳以上)人口は平成27年には昭和35年と比較して4倍以上に増加していることから、急速に少子高齢化が進行しています。

平成22年4月1日、「過疎地域自立促進特別措置法」の改正により、本町全域は過疎地域となりました。更に平成24年に再度改正がなされ、同法の失効期限が令和3年3月31日まで延長されました。令和3年4月1日には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本町全域が引き続き、過疎地域となっています。

これまで本町では、東日本大震災からの復旧・復興事業と併せて、町道、橋りょうなど交通通信体系の整備、下水処理施設、火葬場、消防施設など生活環境の整備等を中心に過疎対策を行った結果、道路交通基盤や生活環境施設については一定の成果が上がっています。

今後は、各種施設の老朽化に対応するとともに、震災復興から次のステージでのまちづくりに向けた施策展開が求められています。

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

地方分権の進展、人口減少や少子高齢化など、地方を取り巻く社会情勢は急速に変容しているなかで、地域資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。

本町の基幹産業である水産業や農林業の安全の確保と品質の向上を図るとともに、地域資源を最大限に生かした施策を進めることにより、商工観光業を盛り上げ、それに伴う雇用の創出や所得の向上を図ります。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### ア 人口の推移と動向

本町の人口は、表 1-1 で見られるように減少が続いており、昭和 55 年の 25,321 人に対し、平成 27 年には 15,826 人と約 37%減少しています。

また、年齢構成比率は、14 歳以下の年少人口比率は昭和 55 年では約 26%であったものが平成 27 年には約 10%と大きく減少しています。一方、65 歳以上の高齢者人口比率は約 10%から約 35%へと著しい増加を示しています。

人口の減少と高齢化の傾向が継続的に進行していく状況を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする第 2 期「山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各種施策を推進することで人口減少を抑制し、持続可能な地域社会の形成を図ります。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区分              | 昭和 35 年  |     | 昭和 40 年  |        | 昭和 45 年  |       | 昭和 50 年  |       |
|-----------------|----------|-----|----------|--------|----------|-------|----------|-------|
|                 | 実数       | 増減率 | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率   | 実数       | 増減率   |
| 総数              | 24,966 人 |     | 24,154 人 | △3.3%  | 24,193 人 | 0.2%  | 25,052 人 | 3.6%  |
| 0～14 歳          | 8,914 人  |     | 7,634 人  | △14.4% | 7,072 人  | △7.4% | 7,032 人  | △0.6% |
| 15～64 歳         | 14,715 人 |     | 15,180 人 | 3.2%   | 15,554 人 | 2.5%  | 15,994 人 | 2.8%  |
| うち 15～29 歳(a)   | 6,303 人  |     | 5,828 人  | △7.5%  | 5,491 人  | △5.8% | 5,155 人  | △6.1% |
| 65 歳以上(b)       | 1,337 人  |     | 1,340 人  | 0.2%   | 1,567 人  | 16.9% | 2,026 人  | 29.3% |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 25.20%   |     | 24.13%   |        | 22.70%   |       | 20.58%   |       |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 5.40%    |     | 5.55%    |        | 6.48%    |       | 8.09%    |       |

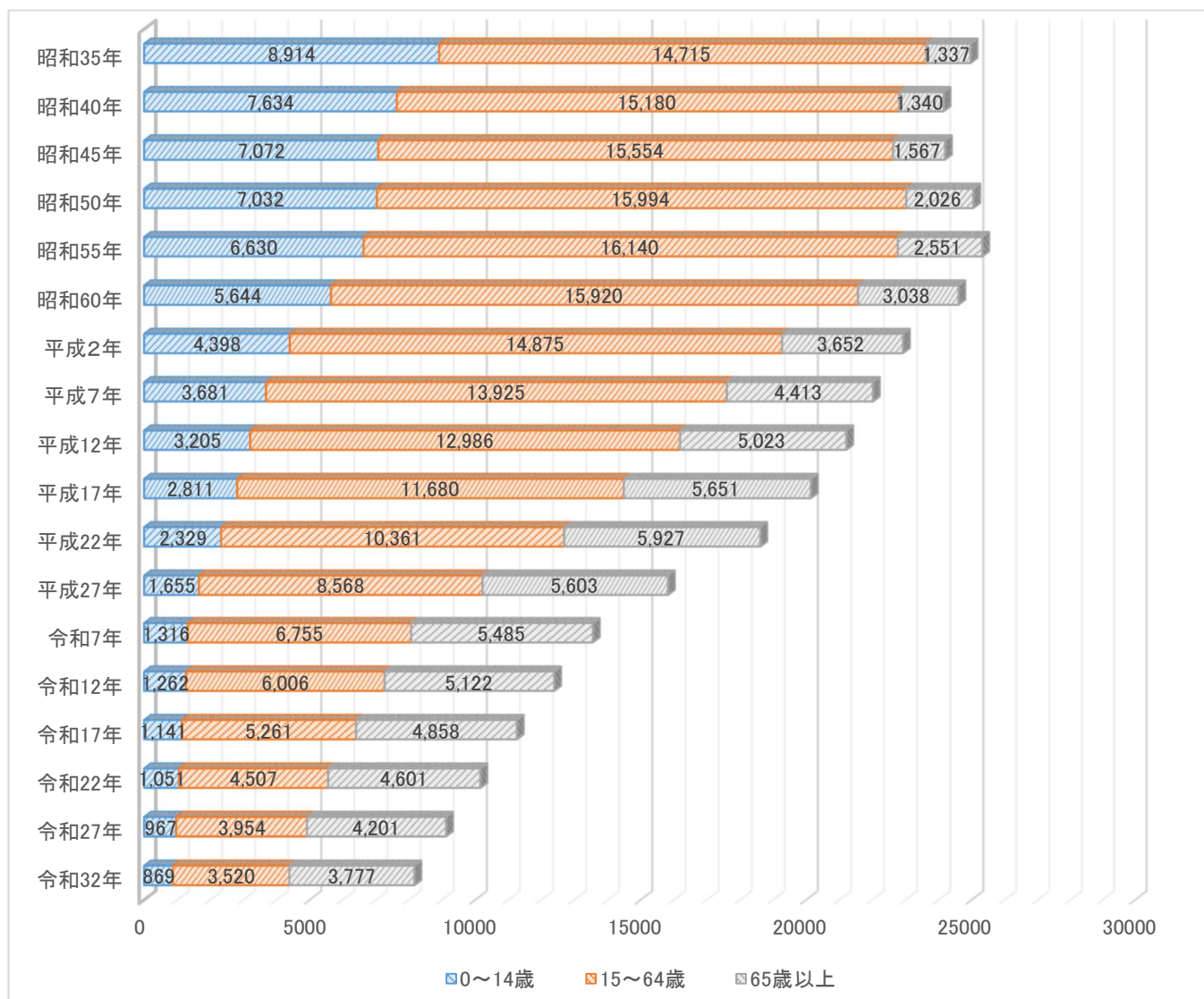
| 区分              | 昭和 55 年  |        | 昭和 60 年  |        | 平成 2 年   |        | 平成 7 年   |        |
|-----------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|                 | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    |
| 総数              | 25,321 人 | 1.1%   | 24,602 人 | △2.8%  | 22,925 人 | △6.8%  | 22,019 人 | △4.0%  |
| 0～14 歳          | 6,630 人  | △5.7%  | 5,644 人  | △14.9% | 4,398 人  | △22.1% | 3,681 人  | △16.3% |
| 15～64 歳         | 16,140 人 | 0.9%   | 15,920 人 | △1.4%  | 14,875 人 | △6.6%  | 13,925 人 | △6.4%  |
| うち 15～29 歳(a)   | 4,531 人  | △12.1% | 4,083 人  | △9.9%  | 3,734 人  | △8.5%  | 3,439 人  | △7.9%  |
| 65 歳以上(b)       | 2,551 人  | 25.9%  | 3,038 人  | 19.1%  | 3,652 人  | 20.2%  | 4,413 人  | 20.8%  |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 17.89%   |        | 16.60%   |        | 16.29%   |        | 15.62%   |        |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 10.07%   |        | 12.35%   |        | 15.93%   |        | 20.04%   |        |

| 区分              | 平成 12 年  |        | 平成 17 年  |        | 平成 22 年  |        | 平成 27 年  |        |
|-----------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|                 | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    |
| 総数              | 21,214 人 | △3.7%  | 20,142 人 | △5.1%  | 18,617 人 | △7.6%  | 15,826 人 | △15.0% |
| 0～14 歳          | 3,205 人  | △12.9% | 2,811 人  | △12.3% | 2,329 人  | △17.1% | 1,655 人  | △28.9% |
| 15～64 歳         | 12,986 人 | △6.7%  | 11,680 人 | △10.1% | 10,361 人 | △11.3% | 8,568 人  | △17.3% |
| うち 15～29 歳(a)   | 3,071 人  | △10.7% | 2,425 人  | △21.0% | 2,049 人  | △15.5% | 1,731 人  | △15.5% |
| 65 歳以上(b)       | 5,023 人  | 13.8%  | 5,651 人  | 12.5%  | 5,927 人  | 4.9%   | 5,603 人  | △5.5%  |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 14.48%   |        | 12.04%   |        | 11.01%   |        | 10.94%   |        |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 23.68%   |        | 28.06%   |        | 31.84%   |        | 35.40%   |        |

表 1-1(2) 人口の見通し (第 9 次後期山田町総合計画 人口ビジョン)

| 区分 | 年齢区分      | 令和 7 年   |        | 令和 12 年  |        | 令和 17 年  |        |
|----|-----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|    |           | 人口       | 構成比    | 人口       | 構成比    | 人口       | 構成比    |
| 総数 | 0～14 歳    | 1,316 人  | 9.71%  | 1,262 人  | 10.19% | 1,141 人  | 10.13% |
|    | 15 歳～64 歳 | 6,755 人  | 49.83% | 6,006 人  | 48.47% | 5,261 人  | 46.72% |
|    | 65 歳以上    | 5,485 人  | 40.46% | 5,122 人  | 41.34% | 4,858 人  | 43.15% |
|    | 合計        | 13,556 人 |        | 12,390 人 |        | 11,260 人 |        |
| 区分 | 年齢区分      | 令和 22 年  |        | 令和 27 年  |        | 令和 32 年  |        |
|    |           | 人口       | 構成比    | 人口       | 構成比    | 人口       | 構成比    |
| 総数 | 0～14 歳    | 1,051 人  | 10.35% | 967 人    | 10.60% | 869 人    | 10.64% |
|    | 15 歳～64 歳 | 4,507 人  | 44.36% | 3,954 人  | 43.35% | 3,520 人  | 43.11% |
|    | 65 歳以上    | 4,601 人  | 45.29% | 4,201 人  | 46.05% | 3,777 人  | 46.25% |
|    | 合計        | 10,159 人 |        | 9,122 人  |        | 8,166 人  |        |

表 1-1(3) 人口の推移と見通し（平成 27 年まで国勢調査 令和 7 年から人口ビジョン）



イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

産業別人口の動向をみると、昭和 35 年には全体の 6 割近くを占めていた第 1 次産業人口は高度経済成長などの影響を受けて年々減少を続け、平成 27 年には 967 人にまで減少しました。第 2 次産業は平成 7 年ごろ、第 3 次産業は平成 12 年ごろまでは増加傾向にあったものの、近年はすべての産業において減少傾向となっていますが、第 2 次産業は平成 27 年度に若干増加しています。

今後は、就業者の高齢化に伴う後継者不足の解消に向けた取り組み、創業・起業を目指す事業者や既存企業の経営継続・拡大に向けた支援、地域資源の活用、新道の駅の建設による経済波及効果の拡大に向けた取り組み等に努める必要があります。



表1-2(1) 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分             | 昭和35年           | 昭和40年           |       | 昭和45年           |      | 昭和50年           |      | 昭和55年           |      |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|------|
|                 | 実数              | 実数              | 増減率   | 実数              | 増減率  | 実数              | 増減率  | 実数              | 増減率  |
| 総 数             | 10,752人         | 10,300人         | △4.2% | 10,971人         | 6.5% | 11,115人         | 1.3% | 11,153人         | 0.3% |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | 59.6%<br>6,406人 | 52.6%<br>5,413人 | —     | 47.1%<br>5,170人 | —    | 41.3%<br>4,583人 | —    | 35.9%<br>4,004人 | —    |
| うち漁業            | 3,455人          | 2,789人          | —     | 2,961           | —    | 3,010           | —    | 2,793           | —    |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | 16.3%<br>1,749人 | 18.5%<br>1,906人 | —     | 20.9%<br>2,293人 | —    | 24.2%<br>2,687人 | —    | 27.3%<br>3,047人 | —    |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | 24.1%<br>2,593人 | 28.9%<br>2,977人 | —     | 32.0%<br>3,508人 | —    | 34.5%<br>3,826人 | —    | 36.8%<br>4,102人 | —    |

| 区 分             | 昭和60年           |       | 平成2年            |       | 平成7年            |      | 平成12年           |       | 平成17年           |       |
|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------|-----------------|-------|-----------------|-------|
|                 | 実数              | 増減率   | 実数              | 増減率   | 実数              | 増減率  | 実数              | 増減率   | 実数              | 増減率   |
| 総 数             | 10,970人         | △1.6% | 10,791人         | △1.6% | 10,852人         | 0.6% | 10,102人         | △6.9% | 9,124人          | △9.7% |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | 33.6%<br>3,687人 | —     | 28.0%<br>3,024人 | —     | 24.5%<br>2,655人 | —    | 20.5%<br>2,071人 | —     | 20.4%<br>1,861人 | —     |
| うち漁業            | 2,515人          | —     | 2,195人          | —     | 1,869人          | —    | 1,569人          | —     | 1,354人          | —     |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | 27.4%<br>2,998人 | —     | 32.1%<br>3,459人 | —     | 33.0%<br>3,585人 | —    | 32.6%<br>3,290人 | —     | 29.3%<br>2,673人 | —     |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | 39.0%<br>4,272人 | —     | 39.9%<br>4,302人 | —     | 42.5%<br>4,608人 | —    | 46.9%<br>4,739人 | —     | 50.3%<br>4,584人 | —     |

| 区 分             | 平成22年           |       | 平成27年           |       |
|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------|
|                 | 実数              | 増減率   | 実数              | 増減率   |
| 総 数             | 8,327人          | △8.7% | 7,632人          | △8.6% |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | 18.6%<br>1,545人 | —     | 12.7%<br>967人   | —     |
| うち漁業            | 1,125人          | —     | 651人            | —     |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | 28.5%<br>2,373人 | —     | 32.5%<br>2,474人 | —     |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | 52.9%<br>4,406人 | —     | 54.8%<br>4,171人 | —     |

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

地方分権の急速な進展により、地方自治体の自由度と責任が拡大している中で、求められるものは量・質ともに増大している状況であります。

本町の職員数は、令和3年4月1日現在205人で町長部局は12課、行政委員会等を5つ設置し、行政の効率化、円滑化を図り、増大する行政需要に対応しています。

議会は定数14人で総務教育常任委員会、産業建設民生常任委員会の2常任委員会のほか、必要に応じて特別委員会を設け審議に当たっています。

広域行政は、宮古地区管内において、消防・救急業務、ごみ処理、し尿処理等を共同運営する宮古地区広域行政組合を組織しています。

令和2年度には、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「山田町総合計画（第9次長期計画）後期基本計画」を策定し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、目標に掲げる「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町」の実現に向けて、各種施策の推進に努めています。

#### イ 財政の状況

財政の状況については、財政力指数で見ると平成22年度の0.27から令和元年度には0.32と改善傾向にあるものの、県内市町村平均の0.37に比べると財政基盤は依然として弱いままであり、常に慎重な財政運営を求められています。

令和元年度歳入決算においては、歳入に占める一般財源の割合は22.5%となっており、復興事業の縮小化に伴い、国庫支出金や復興交付金などの特定財源は平成27年度と比べると大幅に減少しています。歳出決算では、投資的経費である普通建設事業費は大きく減少している一方で、過疎対策事業費は増加するなど、復興事業完了後を見据えたまちづくりを展開している状況にあります。

今後は、令和3年度からスタートした山田町総合計画（第9次長期計画）後期基本計画に従い、少子高齢化への対応、地域特性を生かした産業の振興、生活基盤の整備、過去の教訓を踏まえた防災施設等の整備といった施策を推進しつつも、歳入規模に見合った事業展開となるよう、健全かつ持続可能な財政運営に引き続き努めていく必要があります。

#### ウ 施設整備水準の現況と今後の動向

本町の公共施設（建物）は、建築後30年以上経過した建物が全体の52.3%あります。今後、多くの施設が大規模改修や建替え時期を迎えますが、現在の公共施設の総量を将来にわたって維持並びに管理し続けることは町の財政状況を考慮すると困難であります。

したがって、大規模改修・建替えに係る費用を平準化させ、公共施設の総量の縮減を含めた、計画的かつ戦略的な再編成並びに管理に取り組んでいく必要があります。

また、道路網や上下水道などの生活環境施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

今後は、山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針に基づき、対応を計画的に進めるとともに、道路や橋りょう等の計画的な維持修繕・長寿命化の方針に基づき、必要な施策を推進します。

表 1-3(1) 財政の状況

(単位：千円)

| 区 分             | 平成22年度    | 平成27年度     | 令和元年度      |
|-----------------|-----------|------------|------------|
| 歳入総額 A          | 8,411,928 | 58,365,284 | 20,245,870 |
| 一般財源            | 4,813,834 | 4,747,076  | 4,554,520  |
| 国庫支出金           | 863,243   | 17,412,657 | 1,878,103  |
| 都道府県支出金         | 668,399   | 1,360,647  | 971,374    |
| 地方債             | 1,344,900 | 706,031    | 1,260,383  |
| うち過疎債           | 207,400   | 169,500    | 865,900    |
| その他             | 721,552   | 34,138,873 | 11,581,490 |
| 歳出総額 B          | 7,117,655 | 48,545,454 | 18,911,189 |
| 義務的経費           | 3,472,919 | 3,483,085  | 3,506,521  |
| 投資的経費           | 651,664   | 24,926,898 | 6,825,874  |
| うち普通建設事業        | 643,469   | 21,304,534 | 5,631,369  |
| その他             | 2,785,672 | 19,877,949 | 7,621,846  |
| 過疎対策事業費         | 207,400   | 257,522    | 956,948    |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 1,294,273 | 9,819,830  | 1,334,681  |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D  | 344,056   | 9,135,551  | 669,283    |
| 実質収支 C-D        | 950,217   | 684,279    | 665,398    |
| 財政力指数           | 0.27      | 0.27       | 0.32       |
| 公債費負担比率         | 16.1      | 5.6        | 6.6        |
| 実質公債費率          | 13.0      | 9.9        | 7.2        |
| 経常収支比率          | 79.1      | 86.3       | 89.9       |
| 将来負担比率          | —         | —          | 1.0        |
| 地方債現在高          | 9,283,436 | 6,995,729  | 9,409,479  |

表1-3(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                   | 昭和45<br>年度末 | 昭和55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 平成25<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道                  |             |             |             |             |             |             |            |
| 改良率 (%)               | —           | 61.2        | 66.3        | 73.6        | 75.0        | 75.1        | 78.8       |
| 舗装率 (%)               | —           | 48.6        | 64.1        | 76.1        | 77.1        | 77.2        | 80.1       |
| 農道                    |             |             |             |             |             |             |            |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)   | —           | 3.1         | 7.8         | 8.8         | 18.5        | 13.0        | 22.2       |
| 林道                    |             |             |             |             |             |             |            |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)   | —           | 1.2         | 1.5         | 1.6         | 1.59        | 1.56        | 1.54       |
| 水道普及率 (%)             | —           | 85.4        | 90.1        | 92.2        | 94.2        | 93.4        | 95.7       |
| 水洗化率 (%)              | —           | —           | —           | 11.3        | 27.92       | 37.7        | 53.3       |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 6.2         | 8.1         | 8.6         | 9.1         | 0           | 0           | 0          |

**(4) 地域の持続的発展の基本方針**

本町では、平成28年度から令和7年度までを構想期間とする山田町総合計画（第9次長期計画）を平成27年度に策定し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指しています。

この過疎地域持続的発展計画においても、町総合計画で定める「個性豊かにひとが輝き まち

が潤う「山田町」を基本方針としてとらえ、6つの分野による過疎地域の持続的発展への方向性を示すとともに、町総合計画との整合を図りつつ、本町が抱える課題を解決するための具体的方向性を定め、持続的発展を図ることとします。

#### ア 健やかで心温まる地域づくり

子どもから高齢者、障がい者まで、あらゆる町民が地域や家庭の中で大切にされる一方で、全ての町民が各々の立場で活躍できる地域社会を創ります。

#### イ 安全で住みやすい生活基盤の整備

周辺都市や内陸部との機能分担・機能連携も図りつつ、利便性の高い交通・情報網・上下水道などの整備により、毎日の暮らしの中で必要なサービスを受用できる環境づくりを目指します。

#### ウ 地域特性を生かした産業の振興

本町の基幹産業である水産業や農林業の品質の向上と安全性の確保を図るとともに、商工業や観光との連携による付加価値の向上、販路の拡大を図ることで、全国にファンを持つ山田町ブランドの確立を目指します。

#### エ 安全で安心な暮らしの確保

過去の災害の経験を踏まえ、町民の生命と財産を守る防災施設の整備を進めるとともに、消防・救急体制、情報伝達体制の強化を進めることで、自然と共生しながら災害に強いまちの構築を目指します。

#### オ 個性豊かな力強い人材の育成

学校教育や生涯学習における学びの場を充実させるとともに、自主性・自立性を持って活動できる団体の育成を図ることで、町の未来を拓く人材の育成を目指します。

#### カ 将来を見据えた健全な行財政の推進

社会経済情勢の変化や、多様化する住民ニーズを的確に把握し、複雑化する課題に柔軟に対応し、各種施策を推進するとともに、自主財源の確保に努めながら、中長期的な視点に立って行財政の健全運営に取り組みます。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

#### ①社会移動数（純移動数）の減少抑制（岩手県常住人口調査）

現状値：76人減（令和元年度）

目標値：60人減（令和7年度）

#### ②合計特殊出生率の増加促進（人口動態調査）

現状値：1.60（平成25年度～平成29年度）

目標値：1.68（令和7年度）

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策・事業の効果検証は、PDCAサイクルによる効果的な見直し、改善を実施

します。

検証については、本計画は町総合計画及び総合戦略と密接に関係していることから、総合戦略における外部有識者等を含む検証機関により、毎年度検証を行います。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

### ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

山田町公共施設等総合管理計画では、公共施設（建物）とインフラ施設それぞれに基本方針を定めています。

公共施設（建物）は、その多くが建築後30年以上経過しており、今後、多くの施設が大規模改修や建替え時期を迎えることから、個別施設計画において、個別施設の状態（劣化・損傷の状況等）のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、必要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を踏まえ、施設面（施設が持つ建物性能：残寿命など）と機能面（施設機能：必需性など）を評価したうえで、施設ごとの対応方針を定めています。

インフラ施設は、施設ごとにそれぞれ管理計画を定めています。

### イ 本計画との整合性について

本計画においては、山田町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設（建物）については、個別施設計画で定める施設ごとの対応方針、インフラ施設については、施設ごとの管理計画と整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

## 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

## 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住・地域間交流の促進

本町では、進学や就職など様々な要因によって、転出者が転入者を上回る転出超過の状況が続いているため、人口減少が進行しており、産業の担い手の中心である生産年齢人口が減少傾向にあります。生産年齢人口の減少は、労働力不足を招き、雇用の維持が困難になるなど、産業の縮小や経済の停滞に繋がることから、町外からの移住・定住を推進し、転入者を増加させる必要があります。

また、近年注目されているワーケーションやリモートワークを積極的に受け入れ、関係人口を創出し、地域産業や関係団体と繋がる取り組みが重要となっています。

#### イ 人材育成

人口の減少や高齢化の進行により、各分野において担い手不足が深刻化しています。町の将来を担う次世代の人材育成に取り組むとともに、各種産業や地域集落を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住・地域間交流の促進

移住希望者の住まいへの支援をはじめ、仕事、子育て・教育、医療・福祉など各分野における支援体制を充実させるとともに、ワーケーションやリモートワークの実施に向けた環境を整備し、移住・定住の促進に努めます。

また、本町は海や山などの豊かな自然を生かした多様な食や景観、地域に根差した伝統文化など多くの魅力的な資源を有していることから、その魅力発信によるさらなる認知度の向上を目指し、情報発信力の強化に取り組むとともに、本町でしか体験できない観光プログラムを確立し、関係人口・交流人口の創出・拡大を図ることにより、本町での就業や長期的な移住・定住の増加に努めます。

#### イ 人材育成

- ① 文化の異なる地域との交流を通して、広い視野を持った人材の育成を推進します。
- ② 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、各種産業や地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進します。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域<br>間交流の促進、人材<br>育成 | (1) 移住・定住  |   |      |    |
|                               |  | リモートワーク環境整備事業   | 山田町  |    |
|                               | (2) 地域間交流  |   |      |    |
|                               |  | ワーケーション等推進事業  | 山田町  |    |
|                               | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業  |   |      |    |
|                               | (移住・定住)  | 移住・定住促進事業<br>【事業内容】<br>移住相談、移住・定住に関するPR費用、<br>移住者向け補助金等移住促進に関する取<br>組みに対する費用<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合<br>戦略の基本目標に掲げる「新しいひとの流<br>れを創造する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>当町へ移住する機会が増加し、生産年齢<br>人口の増加が期待できる | 山田町  |    |
| (人材育成)                        | 児童生徒派遣事業<br>【事業内容】<br>町内児童生徒の国内他地域への派遣に対<br>する費用<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合<br>戦略の基本目標に掲げる「結婚・出産・子育<br>て・教育の希望をかなえる」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>訪問先において友好親善を深めるととも<br>に、文化の異なる地域との交流を推進し、広<br>い視野を持った人材の育成を図るため | 山田町   |      |    |



## 第3章 産業の振興

## 第3章 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業の振興

全国の農業経営体数は減少の一途を辿っており、本町も例外ではありません。町内の販売農家数は、平成17年の369戸から平成27年には219戸に減少し、さらに令和2年には132戸と、減少の一途を辿っています。農業従事者の高齢化が進む一方で、新たな担い手の確保は容易ではなく、農業経営体数は今後も減少することが見込まれています。

また、農業経営体数の減少は、農業・農村の多面的機能の低下に繋がる懸念があります。農業経営体数の減少抑制と農業・農村の多面的機能維持のため、新規就農希望者の就農支援、農業基盤整備や農地の集積による営農規模の拡大、データを活用した農業の実践並びに農産物及び農産加工品の販売促進等、担い手の確保と営農の効率性や収益性を向上させつつ、農業・農村の機能保全や景観形成を進める必要があります。

鹿などの有害鳥獣による農作物への被害防止が重要な課題となっています。「農作物被害防止対策事業」により、農地への電気柵等の設置が進捗した結果、被害は減少傾向にあるものの、個体数の増加が懸念されることから、個体数の増加に歯止めをかけ、農作物被害を抑制する必要があります。

#### イ 林業の振興

本町の森林面積は、町土面積26,281ヘクタールの約89.9%を占める23,631ヘクタールとなっています。森林面積全体のうち民有林は10,009ヘクタールでその割合は約42.4%となっています。(出典：2015年農林業センサス)

今後は、地域の特徴を生かした林業の振興を図るため、林業施策を総合的、計画的に導入し、健全な森林の形成と担い手の育成に努める必要があります。

特用林産物では、原木栽培を中心とした高品質のシイタケが生産されていますが、生産者の高齢化が進んでおり、生産量が減少していることから、全国的に評価の高いシイタケの生産拡大を図っていくためにも、新規参入者の促進と原木の継続的な確保を図る必要があります。

こうした中で、林業の経済的な活性化を図るため、優良木材の生産拡大、間伐材の活用など環境に配慮した施策を総合的に進める必要があります。

#### ウ 水産業の振興

岩手県沖合は、複雑な潮境が形成されることにより世界有数の漁場となっています。本町の水産業は、この恵まれた漁場と山田湾、船越湾を有効に活用し、昔から町の基幹産業として、町民の生活を支え、発展してきました。

本町の漁業経営形態は、定置漁業、ホタテ、カキ、ワカメ、コンブなどの養殖漁業、アワビ、ウニなどの採介藻漁業、イカ釣、イサダ曳網などの漁船漁業で構成されていますが、漁業総生産額は、昭和59年度の84億円をピークに年々減少し、令和2年度は15億円まで落ち込んでいます。これに呼応するかのようには継者不足、従事者の高齢化などが進行し、令和2年度の漁業就業者数(正組合員数)は699人となっており、昭和53年度の2,545人の約1/4まで減少しています。

水産加工業は、中小零細規模の事業所が大半を占め、冷凍水産物の低次加工品が主力となっていますが、近年は、カキやホタテなどの前浜資源を活用した高次加工品の開発の取り組みが

行われています。

本町の漁港形態は、第3種漁港の山田漁港を含めて、第2種漁港が3港、第1種漁港が2港あり、合わせて6漁港が整備されており、施設整備計画に基づき計画的な整備が行われていますが、今後も機能的に利用されるよう、効率的な整備に努める必要があります。

水産資源を守るとともに漁業所得の向上を図るため、漁業協同組合等と連携しながら、稚魚や種苗の放流が行われています。

## エ 商工業の振興

本町の商業は、家族従業者を中心とする個人経営小売販売業がそのほとんどを占めています。商業基盤は農林漁家経営の影響を受けやすいというえ、近隣市町村への大型店などの進出による低価格化、町内小売店の商品種類の不足、インターネット販売による消費動向の変化など、さまざまな要因により購買力の町外流出が年々増加しています。

このことから、魅力ある商業拠点の形成のため、商業基盤の整備を図るとともに、各種制度融資などの支援制度の活用を促し、商店経営の安定化を図らなければなりません。

また、新たに、空き店舗の利用を含め、創業・起業しようとする事業者への支援に取り組むとともに、地域資源を活用した特産品の開発などを通じて市場の開拓を図る必要があります。

本町の工業は、前浜資源を利用した水産加工業と、コネクタ・金型製造業、縫製業など軽工業が出荷額の多くを占めています。しかし、震災後は企業数が減少する傾向にあり、地域特性を生かした企業の誘致や既存企業の経営継続・拡大の支援が課題となっています。

## オ 観光業の振興

本町を訪れる観光客数は震災以降、年間約23万人程度で推移してきましたが、鉄道の復旧や三陸沿岸道路の整備の進捗により、観光を切り口とした人とモノの流れは今後大きく変わろうとしており、この変化に的確に対応した観光振興施策の展開が求められています。

新たに建設する道の駅は、交流人口拡大の起爆剤として期待されており、観光を生かした地域経済の発展に確実に結び付ける必要があります。

本町では、山田湾や船越湾、船越家族旅行村、かき小屋、鯨と海の科学館の活用や、本町の自然や文化、産業、震災をテーマとした体験型観光プログラムの提供による観光客誘致に取り組んできました。

令和元年東日本台風によりオートキャンプ場は被災し再整備が必要となっていますが、震災により被害を受けたオランダ島は海水浴場として10年ぶりに復活し、浦の浜地区に整備したシーカヤック艇庫も供用開始したところであり、地域の宝をフル活用した体験型観光プログラムの整備と拡充を図る必要があります。

多くの観光客を誘致するためには、受け入れ体制の整備が欠かせません。外国人観光客の受け入れのための環境整備に取り組む必要もあります。

## (2) その対策

### ア 農業の振興

- ① 就農希望者の就農を支援するため、研修制度を整えます。
- ② 営農の効率性や生産性の向上を目的として、ほ場及び用水路等の農業基盤整備や、データを活用した農業経営を推進します。
- ③ 農業施設の保全や農村の景観形成により、農業・農村の多面的機能を維持します。

- ④ 安全でおいしい地元食材の提供の場として、産直販売団体の育成や地産地消の推進を通じて、安定した農業収入の向上を図ります。
- ⑤ 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、その対策を強化します。

#### イ 林業の振興

- ① 山田町森林整備計画及び山田町特定間伐促進計画に基づき計画的な森林整備事業を推進します。
- ② 適正な森林管理を促進するため森林境界の明確化を図ります。
- ③ 特用林産物については、新規参入者の促進および参入後の定着を支援するための事業を進めます。

#### ウ 水産業の振興

- ① 漁業就業者の減少と後継者対策に向けて、漁協、関係機関と連携し地域再生営漁計画の実行を推進し、基幹養殖種であるカキの品質向上と、付加価値向上により、販路拡大を図ります。
- ② 消費者ニーズに対応した安全・安心な食料生産と安定生産に向け、各生産団体の育成と強化を図ります。
- ③ 漁業生産基盤と漁協経営基盤の安定、向上のため、漁業団体が行う事業に対して支援を行います。
- ④ 資源の減少が懸念されるアワビと、近年需要が伸びているナマコの生産量の増大と漁業所得の向上を図るため、漁業協同組合が行う種苗放流事業に対して、補助金を交付します。
- ⑤ 漁港施設の機能保全計画に基づき、計画的に補修対策工事を実施していくとともに、県と連携して安全で使いやすい県営漁港の整備に努めます。

#### エ 商工業の振興

- ① 商工業の振興と経営の安定を図るため、山田町商工会が行う事業に対し、補助金を交付します。
- ② 商店経営の近代化と経営を安定させるため、町内中小企業への資金融資に対し、利子・保証料の補給を行います。
- ③ 商店経営を安定させるため、岩手県小口事業資金融資制度の普通小口資金および小規模小口資金の貸付に対し、利子・保証料の補給を行います。  
また、日本政策金融公庫による融資のうち、小規模企業経営改善貸付（マル経融資）に対し、利子の補給を行います。
- ④ 各種集客イベント等を開催するなど、町民が集いさまざまな活動を行う場所として、交流施設の利用の促進を図ります。
- ⑤ 町商業の活性化を促進するため、商工会や金融機関等と連携した創業支援事業等の実施や、商工会が未利用店舗を利用し新規出店する者へ経営の支援を行う事業に対する補助金交付を実施します。
- ⑥ 既存の工業団地及び誘致工場のライフラインなどの基盤整備に努めるとともに、遊休地の活用推進を図り、受け入れ体制の整備を進め企業誘致を推進します。
- ⑦ 国・県等を含めた各種助成制度の活用により企業負担軽減を図り、企業誘致及び既存企業の経営継続・拡大を支援します。

オ 観光業の振興

- ① 観光の振興を図るため、山田町観光協会が行う事業に対し、補助金を交付します。
- ② 山田の魅力を発信するため、山田の魅力発信実行委員会が行う事業に対し、補助金を交付します。
- ③ 老朽化したケビンハウスや令和元年東日本台風により被害を受けたオートキャンプ場など船越家族旅行村の施設を改修復旧します。
- ④ 観光客を誘客するため、地域資源を活かした「船越春のむらまつり」や「山田の幸味わいまつり」、「山田の鮭まつり」を開催します。
- ⑤ オランダ島や浦の浜海水浴場周辺の施設の利用促進を図るため施設の整備と保全に努めるとともに、誘客イベントを開催します。
- ⑥ 三陸道の全線開通を好機と捉え、外の方をおもてなしし、喜んでもらい、地域の生産者・事業者相互が元気になるような良い循環を生み、地元の方が日常的に憩い、楽しみ、喜ばれる新たな道の駅を建設します。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策による新たな生活様式を取り入れた観光の整備を図ります。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展<br>施策区分    | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                             | 事業主体  | 備考 |
|------------------|--------------|----------------------------------|-------|----|
| 2 産業の振興          | (1) 基盤整備     |                                  |       |    |
|                  | (農業)         | 県営農業農村整備事業農地中間管理機構関連農地整備事業 (負担金) | 岩手県   |    |
|                  | (2) 漁港施設     |                                  |       |    |
|                  |              | 県営漁港整備事業 (負担金)                   | 岩手県   |    |
|                  |              | 漁港施設機能保全事業                       | 山田町   |    |
|                  | (3) 経営近代化施設  |                                  |       |    |
|                  | (農業)         | いわて地域農業マスタープラン実践支援事業             | 農業団体等 |    |
|                  | (5) 企業誘致     |                                  |       |    |
|                  |              | 羽々の下農工団地整備事業                     | 山田町   |    |
|                  |              | 誘致企業等活用施設整備事業                    | 山田町   |    |
|                  | (6) 起業の促進    |                                  |       |    |
|                  |              | 起業支援施設整備事業                       | 山田町   |    |
|                  |              | やまだ創業サポート事業                      | 事業者   |    |
|                  | (7) 商業       |                                  |       |    |
| (その他)            | 新規出店者経営支援事業  | 事業者                              |       |    |
| (9) 観光又はレクリエーション |              |                                  |       |    |
|                  | 新道の駅整備事業     | 山田町                              |       |    |

|  |                        |  |             |  |
|--|------------------------|--|-------------|--|
|  |                        | アサリ漁場環境整備事業  | 山田町         |  |
|  |                        | 家族旅行村整備事業  | 山田町         |  |
|  |                        | オランダ島整備事業  | 山田町         |  |
|  |                        | 道の駅改修事業  | 山田町         |  |
|  | (10) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |  |             |  |
|  | (第1次産業)                | 新規就農者研修受入支援事業<br>【事業内容】<br>研修受入経営体への支援金及び家賃の補助<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>新規就農希望者が営農のノウハウを学ぶための研修を受け入れる経営体を支援し、新規就農者を獲得する                             | 農業者         |  |
|  |                        | 特用林産物生産促進支援事業<br>【事業内容】<br>しいたけ種駒の購入費用に対する補助<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>しいたけ生産量の増大と品質向上及び東日本大震災の放射能汚染による原木しいたけの出荷制限の影響により、落ち込んだしいたけの生産量や植菌量の再生・復活を目指す | 生産者<br>生産組合 |  |
|  |                        | つくり育てる漁業の再生事業<br>【事業内容】<br>町内漁協が行う種苗放流事業に対して、費用を補助<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>震災により資源の減少が懸念されるアワビと、近年需要が伸びているナマコの生産量の増大と漁業所得の向上を目指す                   | 町内漁協        |  |
| 豊かな浜の担い手育成事業<br>【事業内容】<br>新規に漁協の正組合員に加入し、専業として漁業を営んでいく漁業後継者や新規就業者、養殖漁業に新規参入する漁業者や新たな養殖種目を開始する漁業者に対して支援金を支給<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>漁業担い手育成を目指す |                        | 漁業者  |             |  |

|  |             |  |               |  |
|--|-------------|--|---------------|--|
|  |             | <p>町漁業就業者育成対策事業</p> <p>【事業内容】<br/>小中学生を対象にした漁業体験の実施や新規就業希望者の研修受入経営体に対する助成</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>漁業就業者の確保と育成を目指す</p>  | 経営体           |  |
|  |             | <p>浜の活力支援事業</p> <p>【事業内容】<br/>浜の活力再生プラン、広域浜プランの確実な実行を支援するため、同計画に掲げる取り組みに対し補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>漁業収入向上、漁業コスト削減、担い手確保・育成</p>  | 町内漁協<br>生産組合等 |  |
|  | (商工業・6次産業化) | <p>中小商工業金融対策融資事業</p> <p>【事業内容】<br/>基金による融資制度により資金を融資し、その融資に係る利子補給及び保証料補給を行う</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>町内の商店経営の近代化と経営の安定を目指す</p>  | 山田町           |  |
|  |             | <p>中小商工業者融資利子等補給事業</p> <p>【事業内容】<br/>岩手県小口資金の普通小口資金及び小規模小口資金の貸付を受けた町内の中小商工業者に対し、利子補給及び保証料補給を行う。また、日本政策金融公庫による融資のうち小規模企業経営改善貸付(マル経融資)を受けた町内の中小商工業者に対し利子補給を行う。</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「資源を活かした魅力ある地域産業を創出する」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>町内の商店経営の近代化と経営の安定を目指す</p> | 山田町           |  |

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種                          | 計画期間                   | 備 考 |
|----------|------------------------------|------------------------|-----|
| 山田町全域    | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業など | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |     |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記に記載のとおり。

なお、産業振興において、他市町村との連携に努めることとする。

#### **(5) 公共施設等総合管理計画等との整合**

山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。



## 第4章 地域における情報化

## 第4章 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本町の情報通信については、近年の情報通信技術の進展とともに整備が進められており、テレビ共同受信施設の整備による難視聴地域の解消が図られ、また、携帯電話の利用可能地域やF T T H（光ファイバーを利用したインターネットサービス）提供エリアが拡大し携帯電話とインターネットが急速に普及しています。しかし、地理的、地形的な条件により、町域の一部にテレビ・ラジオの難視聴地域及びブロードバンド未整備地域が残されており、その解消を図る必要があるとともに超高速ブロードバンドを利用した新たな行政サービスの提供について検討する必要があります。

近年、ネットワークインフラの整備による情報通信の高速化・大容量化により、医療、介護、観光などあらゆる分野で人工知能（A I）やモノのインターネット（I o T）といった新たな情報通信技術（I C T）が活用され、新たな価値創造につながっています。

新型コロナウイルス感染症の流行により生まれた「新しい生活様式」をはじめ、産業構造や社会経済の変革に対応していくために、I C Tの活用を促進し、その恩恵を享受できるデジタル社会の実現が求められています。

### (2) その対策

- ① テレビ共同受信施設のデジタル化改修・新設、デジタルテレビ中継局の整備などにより、テレビの難視聴地域の解消を図ります。
- ② ブロードバンド未整備地域の解消を図るとともに超高速ブロードバンドを利用した新たな行政サービスの提供について検討します。
- ③ 農林水産業や観光などの地域産業や結婚、子育て、教育等における課題のみならず、あらゆる住民サービスをはじめ、災害対応や感染症対策といった直面する社会課題の解決に向けた情報通信技術の活用を促進します。
- ④ 町内外に対する各種情報が広く周知・共有されるよう、情報発信の強化を図り、S N Sをはじめとする多様な手段・媒体の活用促進に努めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                            | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---|--|------|----|
| 3 地域における情報化   | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br><br>(デジタル技術活用) | I C T活用推進事業<br>【事業内容】<br>業務自動化（R P A）や人工知能（A I）等新たな情報通信技術を導入する<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「新しいひとの流れを創造する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>農林水産業や観光などの地域産業や結婚、子育て、教育等における課題のみならず、あらゆる住民サービスをはじめ、災害対応や感染症対策といった直面する社会課題の解決を目指す | 山田町  |    |
|               | (情報化)                                   | 町P R推進事業<br>【事業内容】<br>S N S等の媒体を活用し、町内外に対する各種情報の周知・共有を推進   | 山田町  |    |

|  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
|  |  | <p>【事業の必要性】<br/> 第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「新しいひとの流れを創造する」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/> 町内外に対する各種情報が広く周知・共有されるよう、情報発信の強化を目指す</p> |  |  |
|--|--|---|--|--|

## 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

## 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

本町の交通網は、三陸縦貫自動車道「山田道路」と並走する国道45号を軸に、県道3路線と町道が取り付き交通網を形成しています。東日本大震災以後、三陸縦貫自動車道は復興道路として未着工区間が新たに事業化され、令和3年以内に全線開通する見通しとなっており、災害時における復旧、支援活動の迅速化を始め、地域医療や産業、経済、物流面等の様々な分野で、そのストック効果が期待されています。

町道の整備状況は、令和3年3月末日現在で改良率79.4%、舗装率80.3%と県平均を上回っていますが、さらなる道路の安全性、快適性を図るため、改良、維持管理を計画的に実施する必要があります。

#### イ 交通

基幹鉄道路線であったJR山田線は、東日本大震災により被災し、復旧後の平成30年度に宮古-釜石間(55.4km)が三陸鉄道へ移管され運行しており、今後は継続して運行が続くよう、三陸鉄道を支援する必要があります。

山田町地域公共交通網形成計画に基づき、現在実施している交通システムの利便性の向上を図るとともに、町民が誰でも簡単に便利な公共交通ネットワークの形成に努める必要があります。

#### ウ 農道及び林道

農業及び林業の生産基盤となる農地及び森林との一体的整備に欠かすことのできない農道及び林道の整備を計画的に進める必要があります。

また、既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化に向けた整備を計画的に進める必要があります。

### (2) その対策

#### ア 道路

- ① 三陸縦貫自動車道の有効活用のため、山田北インターチェンジのフルインター化を始めとする施設機能の充実・強化について、関係機関に働き掛けます。
- ② 町道については、効率的な改良と安心して通行できる道路環境施設の整備を推進します。

#### イ 交通

- ① 地域公共交通の中核を担う三陸鉄道が、今後も継続して充実した運行がされるよう、三陸鉄道の運営支援に努めます。  
また、沿線市町村と一体となって沿線の地域振興や利用客の増大に努めます。
- ② 日常生活に欠かすことのできないバスサービスを維持するため、今後とも、バス路線の公費補助を続けるとともに、関係機関と連携し、効率的な運行を推進します。
- ③ 陸中山田駅を中心とし、町中心部を8の字に循環する「やまだ循環バス」を本格運行し、町民の生活利便性を高めます。
- ④ 「地域の足」として誰でもどんな目的でも乗ることができるコミュニティバスを運行することにより、交通空白地の解消を図り、高台団地や町中心部を含む生活圏と主要な施設等を連絡

する新たな交通手段の確立を進めます。

- ⑤ 公共交通ネットワークの利便性向上に向けて、予約型乗合(デマンド)タクシーの導入など、山田町地域公共交通網形成計画の確実な推進に努めます。

ウ 農道及び林道

- ① 効率的で効果的な農道及び林道の整備を計画的に進めます。  
 ② 老朽化の著しい農道及び林道の改修を計画的に進めます。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容               | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--|--------------------|------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1) 市町村道   |                    |      |    |
|                       | (道路)   | 織笠礼堂地区道路改良事業       | 山田町  |    |
|                       |  | 町道伝作線道路改良事業        | 山田町  |    |
|                       |  | 織笠地区(防潮堤・水門)歩道整備事業 | 山田町  |    |
|                       |  | 荒神海水浴場道路整備事業       | 山田町  |    |
|                       |  | 田の浜地区低地部道路整備事業     | 山田町  |    |
|                       |  | 町道長林旧国道線道路改良事業     | 山田町  |    |
|                       |  | 前須賀地区道路改良事業        | 山田町  |    |
|                       |  | 田の浜地区土砂等流入防止対策事業   | 山田町  |    |
|                       |  | 町道田の浜・小谷鳥線排水機能強化事業 | 山田町  |    |
|                       | (2) 農道   |                    |      |    |
|                       |  | 農道整備事業             | 山田町  |    |
|                       | (3) 林道   |                    |      |    |
|                       |  | 林道整備事業             | 山田町  |    |
| (6) 自動車等              |  |                    |      |    |
| (自動車)                 | コミュニティバス購入事業   | 山田町                |      |    |
| (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |  |                    |      |    |
| (公共交通)                | 定期路線バス運行事業<br>【事業内容】<br>町内バス路線のうち不採算路線を維持するために要する経費<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>地域住民の交通手段の確保を目指す | 山田町                |      |    |

|  |  |  |          |  |
|--|--|--|----------|--|
|  |  | <p>三陸鉄道支援事業（負担金）</p> <p>【事業内容】<br/>三陸鉄道の設備維持に要する経費を補助</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>沿線の地域振興を目指す</p>                                    | 三陸鉄道株式会社 |  |
|  |  | <p>まちなか循環バス運行事業</p> <p>【事業内容】<br/>町中心部を8の字に循環する「やまだ循環バス」の運行に要する経費</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>日常的な買い物や通院に利用できる公共交通ネットワークの再構築を目指す</p> | 山田町      |  |
|  |  | <p>コミュニティバス運行事業</p> <p>【事業内容】<br/>町民が用途によらず誰でも利用できるコミュニティバスの運行に要する経費</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>交通空白地の解消を目指す</p>                    | 山田町      |  |
|  |  | <p>予約式乗合タクシー運行支援事業</p> <p>【事業内容】<br/>予約型乗合タクシーの運行に要する経費</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>交通空白地の解消を目指す</p>                                 | 交通事業者    |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋りょう等について、計画的な維持修繕・長寿命化の方針に基づき、必要な事業を実施します。

## 第6章 生活環境の整備



## 第6章 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道及び下水道

本町の水道施設は、昭和25年の給水開始から70年を越え、水道管をはじめとした水道施設の老朽化が進んでいます。安全で安心な水を安定的に供給するために、老朽化した水道管や機械設備などの更新を進める必要があります。

町内で発生する生活排水や産業排水は山田湾、船越湾の水質汚濁の大きな要因となっており、水産業を基幹産業とする本町では、公共下水道事業、漁業集落排水処理事業、浄化槽設置事業等の整備促進により、公共用水域の水質浄化に努めています。供用開始している施設等については、その機能保持のため機器の補修や更新が必要となっています。

#### イ 廃棄物処理

日々の生活の中で、ごみが排出されることは自然な流れであり、そのごみの中には再資源として活用できるものがたくさん含まれています。

再資源として活用できるものの適正な処理について、一人ひとりが心がけることにより、ごみの量の抑制と環境の保全につながることから、一般廃棄物の適正な処理にあたっては、ごみの発生元からの抑制を図るために、ごみの減量化と再資源化を「住民・事業者・行政」が一体となって取り組む必要があります。

また、温室効果ガスの低減や既存施設の長寿命化を目的とした施設（設備）の改良整備に努める必要があります。

#### ウ 消防

本町は、明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸大津波、そして、平成23年の東日本大震災津波など各種災害で多数の死者、行方不明者を出すなど、多くの甚大な被害を受けてきました。

地域防災には、消防団組織の充実強化を図り、消防団員が地域のリーダーとして牽引する必要があります。しかしながら、人口の減少とともに、生産年齢の減少、消防団員の就業形態の変化により、災害発生時における消防防災力の低下が懸念されています。

そこで、山田町消防団活性化総合計画に基づき、青年層、女性層の積極的な加入促進に努め、今後さらに消防署と消防団の連携を強化し、老朽化した消防ポンプ車等を更新するなど消防防災施設の整備を進め消防力の向上を図る必要があります。

#### エ 住宅

本町では、東日本大震災により住宅を失った町民のため、町内各地区に災害公営住宅を建設しました。災害公営住宅の完成により、町営住宅全体の管理戸数が増加したことから、今後は、老朽化した町営住宅の集約や用途廃止を図る必要があります。

また、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家が増加傾向にあることから、良好な居住環境を保つため、空き家の適切な管理と利活用を促進する必要があります。

民間住宅においては、大規模地震への備えとして、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

## オ 火葬場

新たに建設されたやまだ斎苑（町営火葬場）は、長寿命化を図るため、日頃から適正な維持管理が必要です。

また、商業施設や住宅地に近接していることから、景観に配慮する必要があります。

## カ 防災

本町では、これまで幾度となく津波により甚大な被害を受けており、そのたびに復興を遂げてきましたが、国や県のシミュレーションにより新たな地震、津波が想定されています。

また、近年は局地的な豪雨等による被害が全国各地で発生しています。自然災害から町民の生命と財産を守るため、山田町地域防災計画及び山田町国土強靱化地域計画に基づき、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域社会を構築する必要があります。

## キ 防犯

犯罪の無い明るく住みよいまちをつくるには、町民の防犯意識の向上と地域の防犯体制の強化が必要です。特殊詐欺など犯罪は多様化していることから防犯啓発活動を充実させるなど、被害の未然防止に努める必要があります。

## ク 交通安全

本町における交通事故は平成 15 年の 64 件をピークに減少しており、令和元年は 7 件・負傷者 10 人となっています。

近年、高齢者が関係する事故が後を絶たないことから、高齢者に重点を置いた取り組みを進める必要があります。

また、交通弱者である児童生徒に対しても交通安全の知識とマナーを理解、実践させる交通安全教室等を開催し、交通事故の抑制を図る必要があります。

## ケ その他

各地区の防災集団移転促進事業により買取した町有地（移転元地）など、復興関連事業により生じた町有地の利活用を計画的に推進する必要があります。

町営墓地は建設後約 30 年が経過していることから、施設整備及び改修を進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 上水道及び下水道

- ① 安全・安心な水の供給のため、水道施設を計画的に更新します。
- ② 漏水事故を防ぎ、地震災害に備えるため、老朽化している水道管を耐震管に更新します。
- ③ 下水道整備計画により公共下水道事業を推進します。
- ④ 下水道区域外における合併処理浄化槽の普及を推進します。
- ⑤ 下水道施設の機能保持のため、機器の補修や更新を行います。

### イ 廃棄物処理

- ① 資源循環型社会を構築するため、節電節水などの省資源・省エネルギー行動の普及啓発や、リサイクル率向上の一環として、資源物回収拠点等を整備し、資源リサイクル活動を促進します。

- ② 一般廃棄物の発生量を考慮した適正な収集運搬体制を検討し、再資源化の推進や住民ニーズに対応した持続可能な処理体制の構築を図ります。
- ③ 一般廃棄物処理施設の持続的な処理体制の構築を図るため、宮古地区広域行政組合が実施する新たな施設整備事業や施設（設備）改良整備事業等へ負担金を支出します。
- ④ 適正な廃棄物処理の推進のため、宮古地区広域行政組合が実施する最終処分場重機車両整備（更新）事業への負担金を支出します。

#### ウ 消防

- ① 消防団の消防ポンプ自動車などを更新し、車両・機器の老朽化による消防力の低下を防ぎます。
- ② 耐震型の防火水槽を築造し、災害に強い消防水利の充実を図ります。
- ③ 車両衝突などのおそれのない地下式消火栓を整備し、消防水利の充実を図ります。
- ④ 消防の活動拠点である消防屯所を改築し、老朽化による消防防災力の低下を防ぐとともに、衛生管理の充実した施設にて消防団員が待機や休憩できる環境を整備します。
- ⑤ 消防・救急車両の老朽化による消防力の低下を防ぐため、宮古地区広域行政組合が実施する山田消防署の消防・救急車両整備等への負担金を支出します。

#### エ 住宅

- ① 災害公営住宅の完成により、町営住宅全体の管理戸数が増加し、将来的な空き住戸の増加が見込まれることから、耐用年数を超え、老朽化の著しい町営住宅の集約や用途廃止を図りながら、適正な住宅管理に努めます。
- ② 民間木造住宅における耐震性確保の重要性を啓発するとともに、木造住宅耐震診断事業等により必要に応じた耐震改修を促進します。

#### オ 火葬場

- ① 施設の運営、維持管理を民間企業等が行うことで、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。
- ② 定期点検の実施により施設の不具合等の早期発見に努め、必要に応じ修繕等を実施します。
- ③ 地域の景観に配慮した施設周辺の整備を進めます。

#### カ 防災

- ① 山田町地域防災計画及び山田町国土強靱化地域計画に基づき、関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりを推進します。

#### キ 防犯

- ① 住民組織や学校が実施する取り組み、地域防犯活動団体の活動を支援します。
- ② 関係機関、団体と連携し、広報車を利用した町内巡回防犯啓発活動などを日常的に実施することにより、高齢者など情報弱者を取り残さない取り組みを実施します。

#### ク 交通安全

- ① 交通ルールの遵守と交通マナーアップの向上を図るため、交通安全運動を推進し、街頭指導やイベントなどにおける啓発活動を行います。

- ② ガードレールなどの交通安全施設は交通弱者（高齢者・子供・障がい者）に配慮したものを整備するように努めます。

ケ その他

- ① 地域住民、企業等が復興事業により生じた町有地を利活用できるよう、インフラ等の整備を進めます。
- ② 利用者が墓地を安全に利用できるよう、施設の改修、整備を行います。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業主体       | 備考 |
|---------------|-----------------------|---|------------|----|
| 5 生活環境の整備     | (1) 水道施設              |   |            |    |
|               | (上水道)                 | 水道施設更新事業  | 山田町        |    |
|               | (2) 下水処理施設            |   |            |    |
|               | (公共下水道)               | 公共下水道整備事業   | 山田町        |    |
|               | (その他)                 | 漁業集落排水処理施設更新事業  | 山田町        |    |
|               | (3) 廃棄物処理施設           |   |            |    |
|               | (ごみ処理施設)              | 廃棄物処理施設整備事業（負担金）  | 広域行政<br>組合 |    |
|               | (し尿処理施設)              | 塵芥し尿処理事業（負担金）   | 広域行政<br>組合 |    |
|               | (資源物回収施設)             | 資源物回収拠点整備事業   | 山田町        |    |
|               | (4) 火葬場               |   |            |    |
|               |                       | 火葬炉等維持補修事業  | 山田町        |    |
|               |                       | 施設周辺植栽等整備事業   | 山田町        |    |
|               | (5) 消防施設              |   |            |    |
|               |                       | 消防車両購入事業  | 山田町        |    |
|               |                       | 広域消防施設等整備事業（負担金）  | 広域行政<br>組合 |    |
|               |                       | 小型動力ポンプ購入事業   | 山田町        |    |
|               |                       | 消防水利整備事業（地下式消火栓）  | 山田町        |    |
|               |                       | 消防水利整備事業（耐震性貯水槽）  | 山田町        |    |
|               |                       | 消防団屯所整備事業   | 山田町        |    |
|               | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |   |            |    |
|               | (防災・防犯)               | ハザードマップ作成事業<br>【事業内容】<br>各種災害に対応した総合的ハザードマ<br>ップ作成に係る経費 | 山田町        |    |

|  |        |   |                |     |
|--|--------|---|----------------|-----|
|  | (その他)  | <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を目指す</p>   |                |     |
|  |        | <p>地域防犯団体等支援事業</p> <p>【事業内容】<br/>防犯団体等の活動に係る経費</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を目指す</p>                            | 山田町            |     |
|  |        | <p>交通安全イベント実施事業</p> <p>【事業内容】<br/>交通安全に関する街頭啓発活動やシミュレーター等を用いた体験型イベントに係る経費</p> <p>【事業の必要性】<br/>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため</p> <p>【見込まれる事業効果】<br/>誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を目指す</p> | 山田町            |     |
|  | (8)その他 |   |                |     |
|  |        |   | 防集移転元地等利活用推進事業 | 山田町 |
|  |        | 町営墓地改修整備事業  | 山田町            |     |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進

## 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

本町の保育所入所者数は、令和3年4月1日現在、公立保育所は41人、私立保育所は341人となっており、また、小学生に遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブは140名の児童が利用しています。

近年、少子化とともに核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに対するニーズは多様化しています。

そのためには、多様な働き方に対応した子育て支援が必要となっており、また、子育て家庭における負担を軽減するための医療費助成など、財政的な支援の充実が求められています。

#### イ 高齢者・障がい者

令和3年4月1日現在、本町における65歳以上の人口は5,946人で高齢化率は39.8%となっています。

また、高齢者のみ世帯の人口は3,310人と高齢者世帯についても増加している状況であります。

高齢者が地域社会の中で主体的に活動するとともに、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう円滑に支援するためには、保健、医療、介護サービスなど関係機関や関係者の連携と協力を努める必要があります。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がい者が生きがいをもって生活できるよう、様々なサービス提供を充実するとともに、障がい者が地域に受け入れられるような地域社会にすることが求められています。

そのためには障がいや障がい者について正しい認識の普及・啓発に努めるとともに、障がい者の自立意識の助長を図るため、相談事業の充実化を図る必要があります。

また、「岩手県沿岸知的障害児施設組合」で設置運営する「福祉型障害児入所施設「はまゆり学園」」が老朽化したことにより、施設の建て替えが必要となっていますが、入所者（児）の減少により厳しい施設運営が想定されるため、時代のニーズに合った形態での施設運営が求められています。

#### ウ 健康の保持・増進

高齢化に伴って増加するがん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病対策とともに、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間である健康寿命の延伸を図っていくことがますます重要となっています。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保

- ① 放課後児童クラブの充実と努めるとともに、山田小学校の建設に合わせて山田小学校放課後児童クラブを移転新設します。
- ② 民間保育所の整備に要する費用に支援を行います。
- ③ 0歳から18歳までを対象とした医療費助成制度を継続します。

#### イ 高齢者・障がい者

- ① 高齢者の生きがいづくりと社会参画のため、老人クラブなどの活動推進を図ります。

- ② 要援護高齢者及び重度身体障がい者の住宅改修に補助金を交付します。
- ③ 「宮古圏域障害者自立支援協議会」への参加により障がい相談事業を継続します。
- ④ 「障害児障害者一体施設整備事業」に要する費用を支援します。

ウ 健康の保持・増進

町民一人ひとりが主体的に取り組める健康づくりを支援する体制の整備に努め、健康でいきいきした生活が送れるよう、きめ細かな保健事業を推進します。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (5) 障害者福祉施設           |   |      |    |
|                               | (障害者支援施設)             | 障害児障害者一体施設整備事業 (補助金)  | 事業者  |    |
|                               | (8) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |   |      |    |
|                               | (その他)                 | 医療費助成事業拡大事業<br>【事業内容】<br>18歳までの医療費助成、6歳までの自己負担分全額の医療費助成<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>医療の面から子育て世帯の経済的負担軽減を目指す | 山田町  |    |
|                               | (9) その他               |   |      |    |
|                               |                       | 放課後児童クラブ施設整備事業  | 山田町  |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。



## 第8章 医療の確保

## 第8章 医療の確保

### (1) 現況と問題点

東日本大震災で被災した県立山田病院は、平成28年度に復興事業により津波復興拠点公共防災エリアに位置付けられた高台に再建されました。地域医療の中核を担う当該病院においては、引き続き医師不足の解消と診療体制の充実が課題となっています。

また、町民が安心して生活できる医療環境を整備するために、町民と行政が一体となった医師の招へい活動の取り組みをさらに進めていく必要があります。

### (2) その対策

- ① 岩手県、岩手県医療局および岩手医科大学など関係機関と連携し、県立山田病院の診療体制の充実に向けた支援を行います。
- ② 県立山田病院の医師招へい活動について、町ホームページで医師募集や医師情報の収集など、町独自で積極的な確保対策に取り組みます。
- ③ 山田町の地域医療を守る会の活動を支援し、町と住民が一体となった医師招へい活動を行います。
- ④ 山田町の医療スタッフを大切にしながら、住民とともに医師を迎え入れる環境づくりを行います。
- ⑤ へき地での慢性的な人的医療資源不足を補うため、宮古市で行われている医療情報連携ネットワーク協議会に参画し、地域包括ケアシステムの基盤となる保健、医療、福祉のネットワークづくりに取り組みます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                         | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|---|------|----|
| 7 医療の確保       | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br><br>(自治体病院) | <b>医師確保対策事業</b><br><b>【事業内容】</b><br>県立山田病院の医師募集や新規開業事業について町のホームページ等で周知し、この募集に応じ、勤務を検討するため本町を訪れる医師および家族の交通費や滞在費などを助成等<br><b>【事業の必要性】</b><br>山田町総合計画基本構想第1章「健やかで心温まる地域づくり」に資するため<br><b>【見込まれる事業効果】</b><br>町民が安心して医療機関で受診し、疾病の早期発見、早期治療を可能とする医療体制の確立を目指す | 山田町  |    |

## 第9章 教育の振興

## 第9章 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

学校教育については、児童生徒に生きる力を身につけさせ、これからの時代に対応しながら自らの可能性を最大限に伸ばしていくための資質・能力を育むことが求められています。

東日本大震災から10年の月日が経ち、震災から学んだ教訓を日常に生かすとともに、地域の自然や文化を生かした体験学習やキャリア教育など、子どもたちの郷土愛をさらに深いものにすることが重要であります。

また、急速に進むグローバル化に対応し、ICTを活用した教育活動を展開していく必要があります。

小中学校の再編により、複式学級が解消され、子どもたちがより大きな集団の中で切磋琢磨する環境が実現しました。今後は子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、さらに充実した学校教育を実現させることが求められています。

#### イ 生涯学習

これまで、生涯学習に関する施策の総合的な推進を図るため、「山田町生涯学習推進本部」を設置し、推進体制の整備に努めてきました。

その結果、町民が学習意欲を持ち、趣味、健康・スポーツ、教養及び職業等に関するものなど、学習活動に進んで取り組んでいます。多様化・高度化する全ての学習ニーズへの対応が難しくなっています。

このため、生涯にわたり教育・学習活動を活発に行うことができる体制の整備を図り、活動の成果を適切に評価する必要があります。

また、「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、体制を整備する必要があります。

社会環境や人々の意識・価値観の変化の中で、健康意識の高まりや生活の質の向上に伴い、充実した余暇の実現や青少年の健全育成に資するスポーツの振興は極めて重要となっています。

また、スポーツへのニーズも多様化し、誰もがいつでも楽しめる環境づくりが一層求められています。

このため、日常的な実践の場を提供するため、スポーツ団体や個人への支援の充実、多様な健康・体力づくりの指導者の確保を図るとともに、スポーツ施設の改修や学校体育施設の開放など環境整備を充実する必要があります。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

- ① 教育環境の改善と充実を図るため、学校施設を新設します。
- ② 遠距離から通学する生徒の交通手段を確保するため、老朽化したスクールバスを計画的に更新します。

#### イ 生涯学習

- ① 町民の生涯学習を啓発・支援する機会の提供に努めます。
- ② 学習活動の拠点となる中央公民館や地区集会施設を改修するとともに、老朽化した集会施設の解体及び建設を行います。

- ③ 各種競技スポーツの普及・奨励を図るため、既存施設の改修整備を推進します。
- ④ 老朽化した体育施設の解体及び建設を行います。

**(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）**

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容                        | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------|-----------------------------|------|----|
| 8 教育の振興       | (1) 学校教育関連施設   |                             |      |    |
|               | (校舎)           | 山田小学校新校舎建設事業                | 山田町  |    |
|               | (屋内運動場)        | 山田小学校新屋内運動場建設事業             | 山田町  |    |
|               | (屋外運動場)        | 山田小学校新屋外運動場整備事業             | 山田町  |    |
|               | (水泳プール)        | プール建設事業                     | 山田町  |    |
|               | (その他)          | テニスコート整備事業                  | 山田町  |    |
|               | (3) 集会施設、体育施設等 |                             |      |    |
|               | (公民館)          | 中央公民館改修事業                   | 山田町  |    |
|               | (集会施設)         | 集会施設整備事業                    | 山田町  |    |
|               | (体育施設)         | 体育施設改修事業<br>(体育施設・旧小中学校体育館) | 山田町  |    |
|               |                | プール建設事業                     | 山田町  |    |
|               |                | 体育施設耐震改修事業                  | 山田町  |    |

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 第 10 章 集落の整備

## 第10章 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町における集落の形態は、昭和30年合併前旧町村単位である山田地区、船越地区、織笠地区、大沢地区、豊間根地区の5つの生活圏の中に地域・集落を単位とする基礎集落が多く分布しています。一部を除いては、地区・集落単位に自治会やコミュニティ組織が結成されており、住民による主体的な地域づくりが行われてきました。

しかし、東日本大震災を契機として、既存組織の解散や新たな住宅団地の造成などにより新たな自治組織の形成が急務となっています。

また、人口減少や少子高齢化により組織活動の停滞と地域活力の低下が進み、単身高齢者の見守りや要援護者への災害時の対応、身近な環境整備に対する対応など地域が直面する課題は山積しています。

地域の課題解決に向けた取り組みを進めるため、住民自らの手で課題解決していくことが住民自治の基本であることから、これまで支援してきました「住民協働推進支援事業」を引き続き支援し、地域コミュニティ活動の活発化を図るとともに、耐用年数を超え、老朽化の著しいコミュニティ施設の改修や集約等を進める必要があります。

### (2) その対策

- ① 老朽化の著しいコミュニティ施設は、地域特性に配慮し住民との合意形成を図りながら、改修、集約及び解体等を進めます。
- ② 各地区のコミュニティ活動が自主的に推進されるよう支援を行うとともに、自治会・コミュニティの未組織地区の解消に努めます。
- ③ 「住民協働推進支援事業」により地域住民が主体となって実施する活動の費用を助成することで、地域課題に対する住民主体の取り組みや、地域の資源を生かした新たな特色ある地域づくり活動を推進します。
- ④ 地域づくり活動に対する意識の啓発を図り、活動を促進するため、社会教育事業や公民館活動等と連携し、学習機会の提供を行います。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|---|------|----|
| 9 集落の整備       | (1) 過疎地域集落再編整備              | コミュニティ施設改修事業  | 山田町  |    |
|               | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>(集落整備) | 住民協働推進支援事業（補助金）<br>【事業内容】<br>自治会等が創意と工夫により実施する地域づくり事業や従来の行政サービスを自治会等で実施する事業に対し補助金を交付<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>地域住民による自主的・組織的な地域活 | 山田町  |    |

|  |  |   |     |  |
|--|--|---|-----|--|
|  |  | 動が活性化するよう取り組み、積極的に地域活動へ参加するなど協働して進める意識の醸成を目指す   |     |  |
|  |  | <b>旧大沢小学校プール解体事業</b><br><b>【事業内容】</b><br>大沢地区の新たなコミュニティ施設建設の支障となる旧大沢小学校プールを解体撤去するもの。<br><b>【事業の必要性】</b><br>山田町総合計画基本構想第1章「健やかで心温まる地域づくり」に資するため<br><b>【見込まれる事業効果】</b><br>地域住民による自主的・組織的な地域活動が活性化し、積極的に地域活動へ参加するなど協働して進める意識の醸成を目指す    | 山田町 |  |
|  |  | <b>旧豊間根中学校プール解体事業</b><br><b>【事業内容】</b><br>豊間根地区の新たなコミュニティ施設建設の支障となる旧豊間根中学校プールを解体撤去するもの。<br><b>【事業の必要性】</b><br>山田町総合計画基本構想第1章「健やかで心温まる地域づくり」に資するため<br><b>【見込まれる事業効果】</b><br>地域住民による自主的・組織的な地域活動が活性化し、積極的に地域活動へ参加するなど協働して進める意識の醸成を目指す | 山田町 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画で定める施設ごとの対応方針と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。



## 第 11 章 地域文化の振興等

## 第11章 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

東日本大震災からの復興が完遂し、多くの町民が暮らしにうおいと癒しを求めているため、幅広い世代が芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、その活動が持続できるよう支援を行う必要があります。

また、未来の山田を担う子どもたちが、先人たちの築いたふるさとの素晴らしい文化や歴史に触れる機会が少なくなってきました。町内の文化財等は、歴史の風土に培われてきたものであり、地域の個性を形づくる貴重な文化遺産です。これを永く未来に伝えていくため、町民の理解の醸成を図りながら、適正な保存管理と活用を図る必要があります。

### (2) その対策

① 町民による主体的な芸術文化活動を推進するため、町民芸術祭や各種講座等を開催し、創作・発表や鑑賞の機会の充実に努めます。

② 広く町民が芸術文化に親しむため、芸術文化活動に対する支援を行うとともに、指導者の育成に努めます。

また、放課後児童クラブや各種施設を対象とした出前講座などを開催し、習得した知識や技術を活かす機会づくりを支援します。

③ 文化財の保護と活用を積極的に推進し、愛護思想の普及を図るため、適正な保存管理環境の整備を行い、企画展等を開催します。

④ 町民が地域の歴史や伝統文化に触れる機会と環境の整備を図ります。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容            | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|---------------|-----------------|------|----|
| 10 地域文化の振興<br>等 | (1) 地域文化振興施設等 |                 |      |    |
|                 | (地域文化振興施設)    | 地域歴史等展示伝承施設整備事業 | 山田町  |    |

## 第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

## 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

エネルギーは、私たちの生活や産業活動等において欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費量の増加等に伴う温室効果ガス排出量の増加が原因とされる地球温暖化の進行など、地球環境に大きな影響を与えています。

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガス等の限られた資源である化石燃料とは違い、自然界に常に存在するエネルギーであることから、再生可能エネルギーを主要なエネルギー源として、脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む必要があります。

### (2) その対策

- ① 太陽エネルギーや木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを有効に活用することで自然環境の調和と地域の活性化が図られるよう努めます。
- ② 公共施設への太陽光発電・熱利用の導入と住宅や事業者への普及促進を図ります。
- ③ ハイブリッド型街路灯（太陽光・小風力）を、通学路や街中に設置することで景観を活かしたまちづくりや環境学習、防犯対策への活用を促進します。
- ④ 公用車の更新において、環境性能の高い自動車の導入を進めます。
- ⑤ 町内に電動車用充電スポットを整備します。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分      | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|---|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 公共施設再生可能エネルギー設備導入事業   | 山田町  |    |
|                    |                   | 公用車低公害車化推進事業  | 山田町  |    |
|                    |                   | 電動車充電スポット整備事業   | 山田町  |    |
|                    | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |   |      |    |
|                    | (再生可能エネルギー利用)     | 住宅用太陽光発電設備導入促進事業(補助金)<br>【事業内容】<br>住民の太陽光発電設備の設置に対し補助金を交付<br>【事業の必要性】<br>第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「新しいひとの流れを創造する」に資するため<br>【見込まれる事業効果】<br>再生可能エネルギーを有効に活用することで自然環境の調和と地域の活性化を目指す | 設置者  |    |

## 第 13 章 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

## 第13章 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

### 自然環境の保全

#### (1) 現況と問題点

本町は三陸復興国立公園を含む海岸線や北上高地の山並みなど素晴らしい自然環境に恵まれ、中でも、船越半島は海岸性の原生自然の植生や景観に優れています。この豊かで美しい自然環境を次世代に引き継いでいくことは、今を生きる我々にとって重要な使命となっています。

自然との共生を図るためには、山田町環境基本計画を基として海を守る運動や省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進、地球温暖化防止対策などの環境保全施策を総合的、体系的に進めていく必要があります。

#### (2) その対策

- ① 河川や海の環境調査を実施するとともに、清掃活動などの環境保全活動を推進します。
- ② 「山田町環境基本計画」の見直しを行い、良好な環境の保全と創造を図ります。